

令和8年度

(初版 平成21年)

# 危機管理 マニュアル



枚方市立樟葉南小学校

〒573-1112

枚方市楠葉美咲1丁目25番1号

# 危機管理マニュアル

## 1. 目的

児童の安全・安心を確保するため、学校安全計画を策定して日常から学校内の施設や設備の安全点検を実施するとともに、防災・防犯及び健康・安全に関する学習、避難訓練等を通して児童への啓発を図っている。

本マニュアルは、危機事象に際して教職員が迅速かつ的確に対応するための方策や手順を示すものである。

## 2. 教職員の責務

教職員は、自らの職務を鑑み、常に児童に起こりうる危機事象を想定しその対応策を検討するとともに、訓練などを通して必要な知識や技術の習得に努めなければならない。

また、事象に当たっては、児童の安全、安心を最優先し、物心の被害を最小限に抑えるために、迅速かつ的確に対応しなければならない。

## 3. 事前対策

学校安全計画を定め、児童の安全を確保するために日常から学校内の施設・設備の安全点検を十分に行うとともに、防災・防犯及び健康・安全に関する学習、避難訓練等を通して児童への啓発を図る。

## 4. 事後対策

児童及び教職員について、関係機関や臨床心理士などと連携し、危機事象の発生による心的外傷後ストレス障害 (PTSD) などに対応する。

また、危機事象の発生による学校の施設・設備の損害状況を速やかに調査し、教育活動への影響を最小限に抑えるため、施設・設備の復旧や、破損した教材教具の購入など可能な限り迅速かつ円滑に対応を図る。

## 5. 危機事象

このマニュアルは、校内で発生する次の緊急事象に対応するものである。ただし、校外活動時の事故等については、本マニュアルに準じて対応するものとする。

A: 不審者侵入 (※)

B: 火災

C: 転落事故・プール事故等の重大事故

D: 地震や風水害等の自然災害、集団健康被害 (食中毒等) で傷病者が発生した場合

(※) A: 不審者侵入について

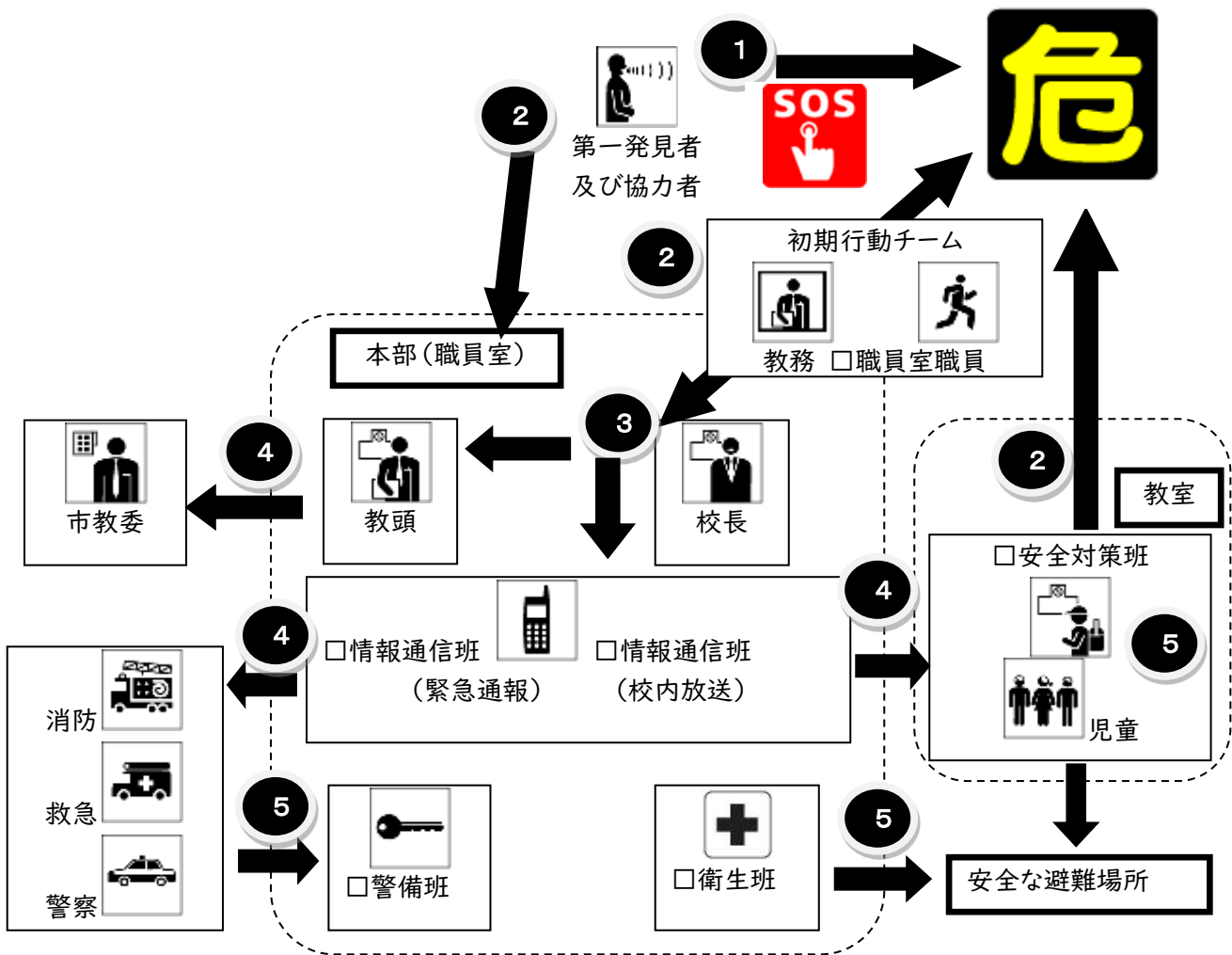
不審者侵入の防止対策

- ①校門…校門の施錠、防犯カメラの設置、安全監視ボランティアと職員室の教職員による対応、保護者・児童への周知徹底
- ②校門から校舎入口…受付名簿の記入、来校者カード、保護者カードの着用
- ③校舎への入口…教職員による声かけと校内の定期的な巡視・巡回

## 6. 危機管理体制

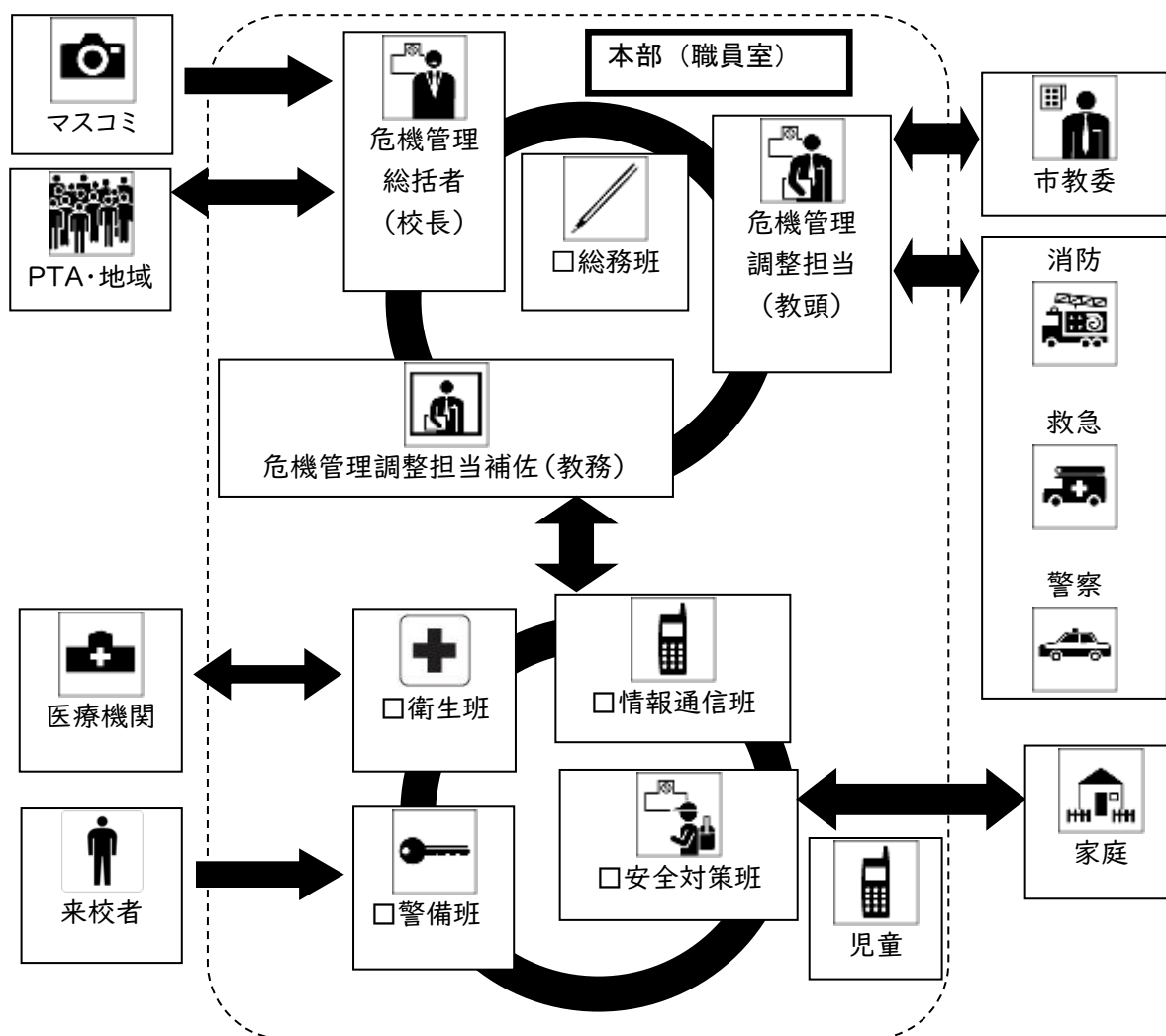
### (1) 緊急体制 緊急事象発生時の各担当の役割

担当者		事務分担
第一発見者及び協力者		①応急措置及び緊急情報の発報（非常ベル・ホイッスル等）後に職員室への報告を行う。
初期行動チーム	教務主任及び職員室の教職員 1名	②緊急情報の発報を受け現場に急行し、第一発見者ととも初期対応を行う。 （教務は、状況を把握し職員室へ戻り報告）
安全対策班	授業者	②緊急情報の発報を受け、児童を集合させて安全確保と員数確認。校内緊急放送を待つ。
校長（不在時は教頭） 教頭（不在時は教務）		③報告を受け危機管理方針の決定 ④情報の集約、市教委への第一報
情報通信班	担外	④警察、消防、救急への通報 ④校内緊急放送、担当間の情報伝達
安全対策班	授業者	⑤安全な避難場所へ誘導
警備班	校務員 学校管理人	⑤来校者への警告、緊急車両の誘導など警備に関すること
衛生班	養護教諭	⑤負傷者等の手当、心のケア



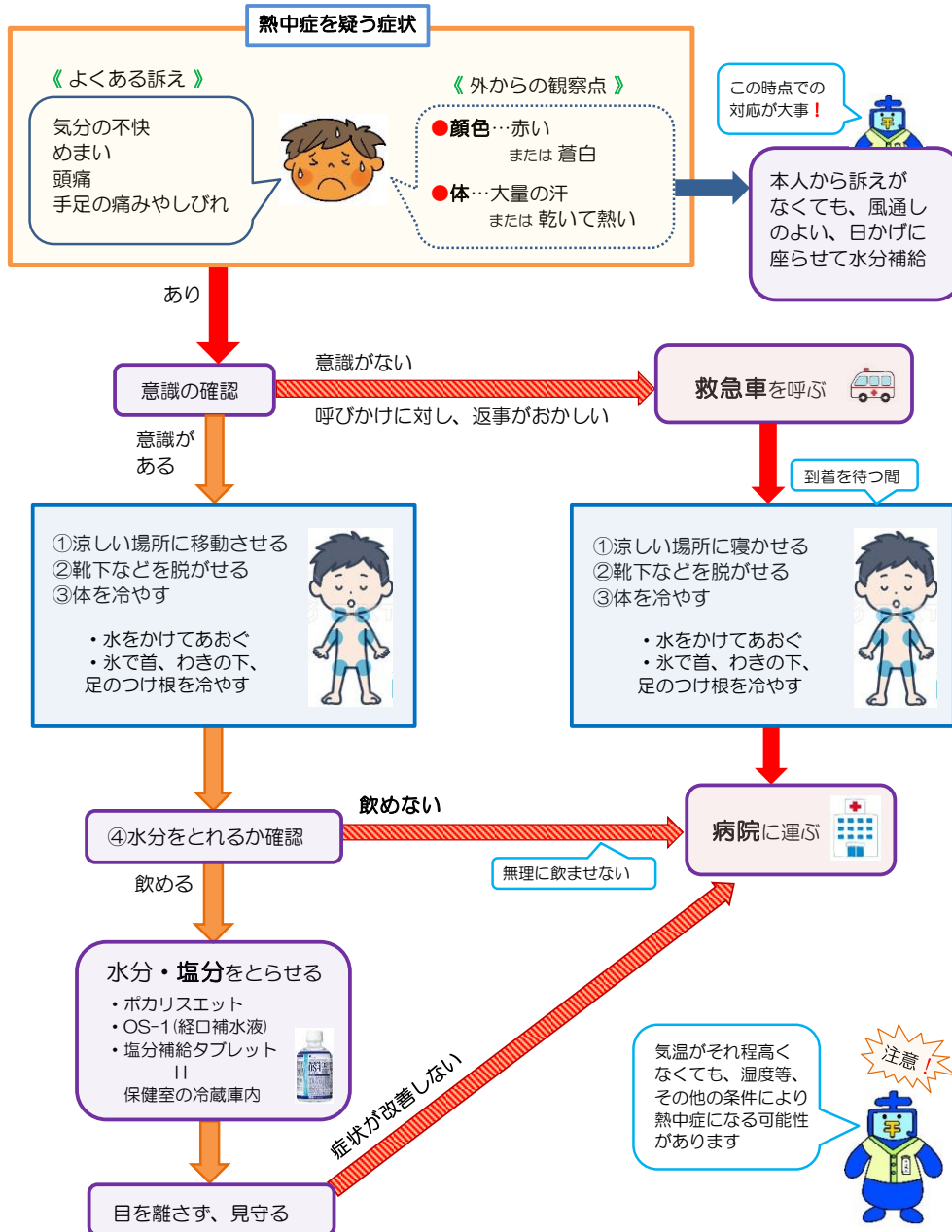
(2) 監視体制 緊急事象解消後における監視継続時の各担当の役割

担当又は班名	担当者	事務分担
危機管理総括者	校長（不在時は教頭）	危機管理の総括 マスコミ対応、PTA・地域連携
危機管理調整担当	教頭（不在時は教務）	情報の集約、市教委、警察、消防など関係機関への報告と連携
危機管理調整担当補佐	教務（又は危機管理調整者が指名した者）	危機管理調整担当の補佐、事案に関する情報の記録 ※様式1及び2
総務班	主事、非常勤職員	本部の設置及び運営
情報通信班	担外	担当への情報伝達、担当からの情報収集（危機管理調整担当発着）
安全対策班	各担任	下校停止、集団下校の措置 保護者との連絡 ※様式3
警備班	校務員 学校施設管理人	来校者のチェック、門の開閉など警備に関すること
衛生班	養護教諭、栄養教諭、調理員	負傷者等の手当、心のケア 校医、医療機関との連携



## 7. 熱中症対応

児童の状態を把握するように努め、熱中症の兆候が見られたら速やかに必要な措置をとる。



## 暑さ指数「WBGT」

- ・気温が上がってきたら設置・外での活動の際は記録をとる。
- ・WBGT31 以上で原則運動中止。

気温、湿度、輻射熱 + 気流 を取り入れた指標

1 : 7 : 2

- 気温と同じ単位 (°C)
- 暑さ指数計で測定する



- 環境省が推奨する  
屋外での測定方
- ・黒球を日射に当てる
  - ・地上から 1.1m 程度の高さで測定
  - ・壁などの近くを避ける
  - ・値が安定してから (10 分程度) 読み取る

実際の活動の場で測定  
することが望ましい

## 8. 児童への安全教育実施に際しての留意事項

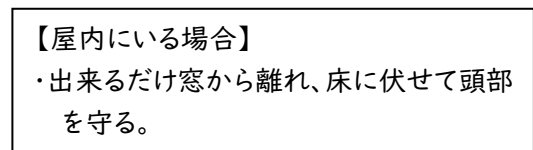
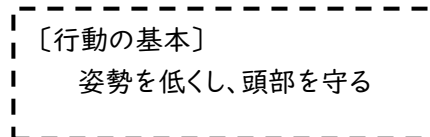
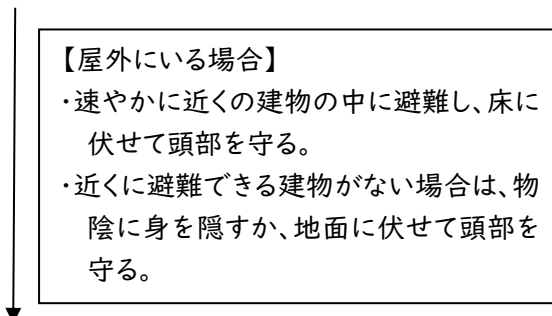
- (1) 交通安全、生活安全（防犯を含む）、災害安全について、学校安全計画に基づいて実施する。
- (2) 通学路で万一の際の対処の仕方（助けを求める、逃げる、信頼できる大人に話す）についても指導する。また、被害にあったり、あいそうになったりした場合には、必ず家の人や学校の先生に話すよう指導する。
- (3) 「こども110番の家」について、必ず言及する。
- (4) 校内に不審者がいる場合の対応について、指導する。  
特に、教職員・来校者は必ず名札等を着用していること、着用していない者には近づかず、教職員に知らせることや、自分の身が危ないときはすぐに逃げることなどについて指導する。
- (5) 3・5・6年で、消防組合による出前授業において、AEDを含む救急救命講習を実施し、心肺蘇生法について実技を行う。
- (6) 1年生で警察による児童安全教育（誘拐防止教室など）を実施する。
- (7) 1年生で歩行交通安全教室、3年生で自転車交通安全教室を実施する。

## 9. その他の危機対応

### (1) 弾道ミサイル発射に係る対応

#### ① Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合

##### <避難行動>



##### <追加情報があるまで、避難継続>

#### ② Jアラートを通じて屋内避難解除が発信された場合

- ・不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

### (2) 学校への犯罪予告・テロへの対応

- ① 爆破予告等の情報があった場合、児童を不安にさせない配慮をする。
- ② 当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得る。

### (3) インターネット上の犯罪被害への対応

- ① 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。
- ② 被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局に相談する。

## 10. 台風等の接近による小学校の臨時休業について

### 1. 枚方市に特別警報が発表された場合

- 午前7時発表中 ・臨時休業となります。
- 登校後に発表された場合 ・状況が判断できるまで、原則として学校に待機となります。

### 2. 枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

- 午前7時までに解除 ・通常通りの授業を行います。
- 午前7時に発表中 ・登校せずに、自宅で待機してください。
- 午前7時～9時に解除 ・2時限目から授業を開始します。(給食があります)  
※すべての登校班で、いつもの集合場所に9時15分に集合し、登校班で登校してください。
- 午前9時に発表中 ・登校せずに、自宅で待機してください。
- 午前9時～10時に解除 ・3時限目から授業を開始します。  
・4時限目終了後、12時10分頃下校となります。(給食はありません)  
※すべての登校班で、いつもの集合場所に10時15分に集合し、登校班で登校してください。
- 午前10時に発表中 ・臨時休業となります。
- 登校後に発表された場合 ・原則、各学校に待機します。  
・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、引き渡し下校をいたしますので、学校までお迎えをお願いいたします。

### 3. 上記以外の対応になる場合

- ・まなびポケット等でお知らせします。

## 11. 門扉警備体制について

### 【通常時の警備体制(門の管理)について】

基本：インターホンを通して来客の対応を行い、安全監視員が受付を行う。

#### 1 登校時

- (1) 原則として朝の開門は8時10分(正門のみ)。
- (2) 登校時は正門を開放。なお、児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。
  - \* 通常の授業時は、8時10分～8時20分の間に登校すること。
  - \* 遅刻して門が閉まっている場合は、通用門から入る。
  - \* 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡し、遅刻の際は保護者同伴で登校すること。
- (3) 正門指導(8時10分～8時20分)
  - \* 正門で児童の登校を見守る。(挨拶・声かけをすること。)
  - \* 8時30分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

#### 2 授業時・休憩時

- (1) 門は施錠している。来校の際はインターホンで対応し、通用口を解錠する。  
通用口を出入口として使用し、車での来校の際は、正門を解錠する。
- (2) 来校者は、安全監視室において受付簿に記入し、来校者カードを着用後、職員室に来室するよう依頼する。

#### 3 下校時、放課後

- (1) 下校の際は、正門を解錠し、安全監視員と職員が見守り、下校させる。
- (2) 来校者については、授業時と同様。(安全監視員が不在の場合は、インターホンで対応し、職員玄関にある来校者カードを着用してもらう)

留守家庭児童会からの下校は、通用口を使用する。常時施錠し、インターホンで対応を行う。17時以降については、施設管理人がインターホン対応する。